

月刊

2013年(平成25年)
6月 Vol.157
大阪府議会議員 活動報告書

1997年6月創刊
1997年6月～9月：週刊
1997年10月～：月刊
発行部数累計：1,810,637部

ただいま活動中！
土井達也

はつきり発言！
はっきり報告！

大阪府議会議員
商工労働常任委員会
府議会 大阪維新の会
副政調会長

土井達也Webサイト
<http://www.tdoi.net/>
97.136人

執筆・印刷：土井達也事務所
住所：〒599-0201 大阪府阪南市
尾崎町93-6尾崎駅山手ビル2F
TEL:072-471-7357
FAX:072-471-8004
E-Mail:t.doi@nifty.com

報告書7月号を 新聞折込します！ 7月3日(水) 朝刊です。

この報告書は、6月号です。

鳥取ダム等 阪南市内の耐震

下の写真は、昭和27年7月11日、大雨で、東鳥取村(現在の阪南市)の鳥取池(現在の鳥取ダム)が決壊した時の写真です。



土井達也 ホームページ

<http://www.tdoi.net/>

幾つか重要な事項を、トップページに、
掲載しています。ご確認のほど。

死者及び行方不明51名、流出家屋20戸、半壊10戸、
橋梁全部流出(阪南町史 上巻 P865)とあります。



大阪府みどりの百選の
「桜の園」の奥、現在の
鳥取ダムの横に、当時の
赤間知事の文字で、慰霊
碑があります。

この災害は、大阪府内
でも大変大きな自然災害
の被害であり、「鳥取ダ
ム」の耐震については、阪南市とともに、大阪府も検査を行
い、ダブル・チェックしています。

この度、大阪府の耐震検査結果が出ました。鳥取ダムの他、
蓮池等についても、中央構造線直下型(M7.8)、南海トラフ
(M9.0)を想定した耐震診断結果は、持ち堪えるとの
結果です。

(詳細な資料は、私のホームページをご覧ください。)

当時の東鳥取村の庄司政治郎 村長が「今回の災害を体験し
て実感したことを将来の参考のために申し上げる。」として
記録されている文章を掲載しておきます。

(阪南町史 上巻 P867)

(1) 今回の災害は人力で防ぎ得なかった。したがって将来ため池をつくる際にはこのような災害がおこることを予想して設計すること。

(2) 災害の場合救助法の発動により直に罹災者に適切な援護体制がとられること。その点では今回の災害に際しては府と地方事務所が敏速な措置をとってくれ、さらに地元選出の代議員・府議の努力によって応急融資金が受けられ、また地元民が応急施設工事に涙ぐましいまでの献身をしてくれたことによって、救援と復旧がはかどった。

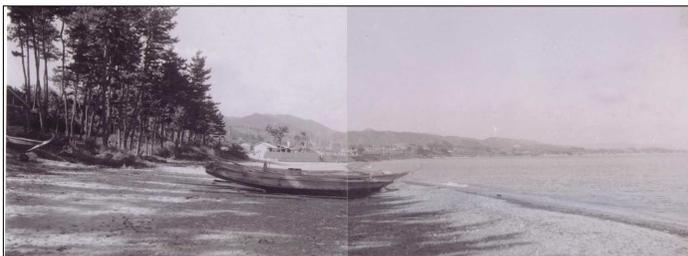
(3) 今回の災害による犠牲者が意外に多かった。これにかんがみて、充分なあらかじめの用意と、無駄と思っても安全な場所に避難することや部落の主な人々の指導の必要が痛感される。

(4) 井堰構築に際しては、コソクリートを高くしたためほとんど河床より堤防を決潰して周囲の田畑を流失させた。したがって将来は両詰より中央は土俵を二つ積むぐらいの程度低く構築することが望ましい。また鉄筋コンクリートの橋は将来は橋桁のない吊橋的なものにした。

(5) 各地から寄せられた金品の同情は大変うれしかった。このことから今後各地におこるであろう災害には努めて救援物資を送りたい。また、同村婦人会が音頭をとって罹災直後衣料を集め罹災者に送ったことも大きな助けとなった。

(6) 災害が余り大きいばあい、罹災地の住民の心はいちじるしくすさむため一刻も早く適切な方法で先ず衣食住を安んじ、その後復旧に関して将来の計画などを懇談すべきである。また殉難者は出来る限り鄭重に弔うようにする必要がある。(7) 学生の救援隊と称するものの行動には村民も大いに迷惑した。教育者の反省を促す(『東鳥取村誌』)。

PCの画像を見直すと、右のような写真が出てきました。自然海岸の頃の阪南の海岸風景です。災害とは関係ないのですが、掲載しておきます。



大阪府から都市計画道路の廃止について

都市計画道路 鳥取自然田線の都市計画の廃止について

現在、大阪府では、未着手の都市計画道路について、計画の必要性と事業の実現性を再点検し、計画の存続・変更・廃止の方向性を決定するための基本的な考え方を示した『都市計画道路見直しの基本方針(平成23年3月策定)』に基づき、個別路線ごとの評価を行い、平成23～25年度の3ヶ年で、各市町村ごとにその手続きを進めています。

このような取り組みは、全国的な流れであり、すべての都道府県、政令市等で取り組みが進められております。

今回、阪南市域で見直しを行った路線は、「都市計画道路 鳥取自然田線」で、府道自然田鳥取ノ荘停車場線と重複し、鳥取交差点から石田交差点までの幅員11mで、昭和63年3月に計画決定されたものです。

本路線は、都市計画で定められた2車線が確保されているものの、歩道がないことから、歩行空間の確保が必要な道路であると認識しています。

しかしながら、計画で定められた幅員11mによる都市計画事業の目途が立たず、今後も都市計画道路区域内において不要な建築制限をかけ続けることになることから、本路線は都市計画を廃止することが望ましいと評価しています。

都市計画の有無にかかわらず、歩道整備事業については、現在、周辺整備事業、地域状況、地元市の協力など総合的な観点から、歩道のない府道 約500kmのうち、優先度の高い区間について、年間約5kmのペースで整備に取り組んでおります。

なお、歩道整備事業の優先順位は、人口規模の大きさ等に影響されるものではありません。

都市計画道路が廃止されると、既に定められている用途地域等の規制はありますが、これまで、鉄筋コンクリート造りや地階が建てられなかった建築制限がなくなります。

また、住宅ローン減税や不動産取得税の軽減など税制面での優遇措置が受けられる「長期優良住宅の認定制度」についても、都市計画の廃止により認定の申請が可能となります。

今後、都市計画の廃止手続きとしては、本年9月頃に、住民の皆様への説明会を開催し、その後、公聴会の開催、案の縦覧を経て、大阪府都市計画審議会承認されれば、都市計画の廃止となります。今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いします。

大阪府都市整備部総合計画課

注意!

都市計画の見直しであり、現在ある道路が廃止されるわけではありません。

HPや新聞折込の報告書でも掲載しておりますが、上の文書が府の都市整備部総合計画課から出されました。皆様のご意見を頂戴して、判断して参ります。ご意見等、下記まで。

電話：072-471-7357

fax：072-471-8004

メール：t.doi@nifty.com

